震動

発行人　金沢真宗学院
代表者　舘　寿人
金沢市安江町15-52
金沢教務所内
電話　076-265-5191

第19号

念仏には無義をもって義とす

安江　俊堂

三十年以上も前の体験で、忘れられない事があります。

教師修練に声明担当で参加していた時です。僕の授業に出席していた修練生達から、「夕事勤行の形態を変えてほしい。蓮如上人は、「平座にて」と言われておられるのだから、内陣出仕は間違いである。」と提案がありました。「修練全体に関わることであるので、修練本部で相談して、返事をさせていただきます。」と授業を終えて本部で会議をもちました。しかし、時間の制約もあって、修練生に伝える結論が無いままに、夕事勤行に出席し、驚きました。勤行当番の人達が外陣に正座をしているのです。彼らは、自分達の建てた正義を、なんとしてでも主張したかったのでしょう。

でも、彼らは、そのために、目の前にいる一人の人間を無視してしまったのです。その時の僕は、「踏みつぶされた」と感じていました。そして、確実に一人の人間を踏みつぶしてまで主張しなくてはならない正義とは何なのかと思わずにはおられないことでしたし、自分を完全な被害者として位置付けていました。でも、そのことは、僕が「許せない」とした修練生と同じ立場だったのです。問題なのは、正義を掲げる「私」に有るのでしょう。平野修先生が、『生きるということ』（東本願寺出版部）の中で

そして、「私」というものが、そこではじめから肯定されているというわけです。

肯定するためには、人間は嘘を肯定するわけにはいきませんから、いつも「私は正しい」というように、正しさをもって肯定しようとすると、当然そこに、私の正しさは正しくて、あなたの正しさは正しくないというような「格」の問題が出てきます。」

と指摘しておられます。「私」が建てる正義は、その事を掲げる「私自身」の正しさを証明しようとする為のものであるという事でしょう。

宗門の具体的な問題として、儀式のあり方を考え、「共に、同じく、等しく」といえる世界を表現するために、真面目に、考え、行動しているのに、結果として、他者との断絶を生み出してしまうのです。学生運動の激しい時代、「連帯を求めて、孤立しっぱなし」という悲痛な文字を目にしました。どちらも、同じ構造と言えるでしょう。自らの身に正義を掲げ、ひたすらに歩む姿は、まさに聖の道と思われます。でも、正義を掲げる自身が、問題意識から抜け落ちてしまうのです。親鸞聖人の御和讃に

聖道門のひとはみな　自力の心をむねとして
他力不思議にいりぬれば　義なきを義とすと信知せり

『真宗聖典』五〇五頁

とあります。ここで言われる「自力の心」とは、自他を分別し、自らの身に正義を掲げ、その正義をもって、自身を正しき者と位置付けていく生き方を指摘されていると、僕は受け取ります。そして、その生き方を指摘されているところには、「共に、同じく、等しく」という事は、決して成り立たないと考えるにいたりました。今一度、「念仏には、無義をもって義とす」の教えと向かいあえた事件でありました。

特別講義

有事法制下の靖国神社の今を問う

西川 重則

ご挨拶をしなければならないと思っていますが、いろいろな意味で、今日はたいへん楽しみにしています。その一つは、若い方と年配の方とが一緒になって学ぶということです。だから、普通の講演のようなやり方ではなくて、どんなご質問でもしていただきたいと思います。そして、私が分からないときは、皆さんのなかから分かる人が教えてあげるという形で、いろいろなことを一緒に学び合ういい機会だと思いまして、お邪魔しました。

実は、東京駅から電車に乗っているあいだにレジュメを作りました。そして、私の本もお持ちしましたので、ぜひ読んでほしいと思います。そういうお願いをしておいて、与えられた時間のなかで、「有事法制下の靖国神社」というテーマでお話しさせていただきます。

アジアと日本国憲法

ただ、テーマには「靖国」と書いてありますが、それは靖国の問題だけではなくて、たいへん大事な憲法第九条や、憲法全体の枠組みのなかで書きました。

そして、結論的に重要なのは、アジアの視点に立って、きちんと考えることができない限り、日本の議員としては失格だと、私は思っております。

私は一九九九年から国会傍聴を始めました。それは、主権者であり有権者である私たちが、国会議員の質疑応答が憲法的な意味できちんとできているかどうかを確認するということです。もし、充分な応答や憲法的な質問もないならば、これは情けない話です。そうであるなら、どんなに政権が変わっても日本の国がよくなることはない。そういう思いを持って、休むことなく閉会になるまで傍聴を続けてきました。それが、今年で十一年目になります。そういう意味で、『有事法制下の靖国神社』というテーマで本を書いたのです。

靖国神社法案

今年はちょうど、「靖国神社法案」が国会に第四回目に提出された一九六九年六月三十日から四十年になります。この日というのは、「靖国神社」が東京九段にできてから、まさにちょうど百年目になる日です。一八六九年六月二十九日に、靖国神社なるものが、東京九段に造られました。ただし、最初の名称は「東京招魂社」というものでした。ところが、東京招魂社という名前では駄目だということが出てきました。神社であることは間違いないとしても、一般の神社ではなく日本でただ一つの神社である。国がそのことを示すために、十年たって「靖国」という名前に変更したのです。この名称の変更には、大きな意味があります。お国のために、何よりも天皇のために命を捧げた人たちは、分け隔てなく靖国神社にお祀りする。つまり合祀するという意味で建てた神社である。したがって名称も、「靖国」という名前を入れないわけにはいかないと、国家権力の皆さんは考えたのです。

真宗学院を卒業して

藤　アイコ

平成十八年三月末での退職を機会に、四月から真宗学院に入学した。一年間の聴講生と三年間の本科生を経て、ようやく卒業した。この間、何度か「もう止めなければならないかもしれない」と思いながらも、「どうにかして続けたい」と頑張れたのは、真宗学院で学ぶ教えが、それまで自分が仏教に対して漠然と抱いていた思いと違って、とても新鮮なものだったからと思う。授業を受けた帰りの車の中で、その日の先生の言葉を、いつも反芻していた。

五月に門徒総代のお一人から「お移徙（おわたまし）法要をご縁にお講を申したい」と、早速ご依頼を頂いた時、驚いたの何の。「まさか。冗談でしょう。とんでもない」というのが正直な思いだった。それと同時に頭をよぎったのが、学院での某先生のお言葉だった。「大谷派教師になったからには、教師に対して依頼があれば、『できない』とか『いやだ』という理由で断ることは、絶対してはいけない」と言われた。「私は、大谷派教師ではないか」そう思うと、お断りの言葉を口から出せなくなった。何が何でも、しなければならないのだ。

それは、時代の大きな流れのなかで、日本は日清戦争、日露戦争をやります。そして、中国との十五年戦争をやります。そういう日本の国民に対して、どういう考え方で戦場に赴かせればいいのか。靖国神社というのは、そういう考え方に基づいて造られたのです。ですから、天皇が勅命で神社を造るべきである。そういうことも含めて、名称変更をしたということがあります。

その五年後の一九七四年四月十二日は、衆議院の内閣委員会で、強行採決でも何でもいいから、靖国神社法案を通そうとした日なのです。つまり、靖国神社法案がなかなか成立しないということがありました。一回で成立すると思っていたのが、そうはなりませんでした。靖国神社の当事者も、もっとも熱心に支えていた日本遺族会の会長であった賀屋興宣という、戦争責任を担った一人も、一回で成立すると思っていたのに、通らなかったのです。その彼が、日本遺族会に深く謝罪をしたことも、有名な話です。この四月十二日は、東京でゼネストが行われていました。私は、国立から国会へ歩いて行くことができませんので、前日に都心に住んでいる方に泊めてもらって、傍聴にでかけました。内閣委員会では、強行突破はもちろん、審議すらできませんでした。何分という短時間で、解散しなければならなかったという状況でした。この当時は、自民党の議員だけが賛成の時代でした。公明党も含めて、野党は全て反対の時代です。

ところが、衆議院の自民党だけしか出席していない本会議で、四月十二日に可決されたという前提で、五月二十五日に可決されたという記録があります。しかし、それは事実ではありません。そして、今度は参議院に移りました。けれども、国会の閉会日である六月三日が来ても、参議院は審議もしないのです。まったく何もしないで、国会は閉会しました。だから、審議無用、廃案であるというのは間違いありません。これがどうしてそういうことになったのか、私にはわかりませんでした。

しかし、八月になって推進派がすべてを明らかにした本を書いたことで、正確に理解できました。靖国神社当事者が、靖国法案がこれでは駄目だと思っていたのです。靖国神社としては、なぜ成立しないのかを真剣に考えました。そして五月の時点で、衆議院の法制局から、靖国神社を合憲にするためには、こういうふうに条文を書かないと駄目だと言われたのです。合憲であるためには、非宗教性をきちんと反映しなければならない。従来と同じやり方で、法案が成立するということはあり得ないという、法制局の見解があったのです。それが、自民党や靖国神社には知らされていたのですが、われわれには知らされていませんでした。それ以来、靖国神社は新しい考え方で努力はしていますけれども、法案が通ることはありません。

国家護持と公式参拝

それから、靖国神社は「公式参拝」時代に入っていきます。国家護持を求めてはいくけれども、まずは公式参拝をやろうということです。そうなって、名の知れた人物が靖国参拝を公式の意味で繰り返すという時代に入るのです。

それに、もっとも熱心に関わった運動体が、一九七六年六月二十一日に結成された「英霊にこたえる会」です。「こたえる」というのはひらがなですから、一般の人によく理解してもらえました。そして「英霊」という言葉で名称を決めて、全県的に運動をしています。そして、護国神社の社務所で、宮司の人たちと英霊にこたえる会のしかるべき人とは、よく打ち合わせをしています。

そしてもう一つ、麻生太郎元首相が関係していた「日本会議」という会が、中心的に推進運動を展開しています。「日本遺族会」という会もありますが、高齢化による会の衰弱現象が目立ちます。ある県では、会員の半分以上が亡くなっています。

2009年度　報恩講

お話は、学院の卒業レポート「女人往生」をテーマにさせていただいた。拙い私の話を、一生懸命聞き取ろうとして下さる方々の様子に、「聞いて下さる方があるから、私も自分の中で仏の教えや宗祖の教えを、確認しながら頂いていけるのだ」と気付かされた。

初めて法衣を着て、一人でお講の場でお経や正信偈を読誦した緊張感を忘れることなく、大谷派の僧侶として、又、ひとりの念仏者として真宗の仏道を歩んで生きたいと思う。

松扉　千恵子

通っていた頃が遠くなつかしくです。たった数ヶ月の内に、すっかり生活に埋没してしまったからでしょうね。

したがって、若い方もたくさんいる英霊にこたえる会、日本会議が中心になって、遺族の集団ではないけれども、靖国神社国家護持を最終目標にして、運動を展開しているという現実があります。

歴代首相の参拝

さて、公式参拝についてですが、まず一つの出来事が起こりました。一九七五年八月十五日に、鳩派と呼ばれる三木武夫首相が、初めて現職の首相として靖国神社に参拝しました。それ以外の日に参拝したことはありますけれども、現職の立場で参拝したのは初めてなのです。ただし、事前に何度も国会で、私的参拝であって公式参拝ではないからご理解ください、と言い続けて参拝しました。

その年から、三木首相は、票田の日本遺族会の強い要請に応えて、日本武道館で行われる戦没者追悼式の「追悼」という言葉になっていた全国戦没者の追悼の標を、「全国戦没者之霊」と変更しました。「慰霊」では、憲法違反になりますから書けません。しかし「追悼」という言葉は使いたくない。そこで考え出されたのが、「戦没者之霊」という言葉なのです。そういう妥協ではありますけれども、少数政党の三木武夫首相としては、票田である日本遺族会の言うことに、「ノー」とは言えなかったという問題があったということです。

それから十年たって、一九八五年八月十五日に戦後最大の集団公式参拝を行ったのが、中曽根首相です。

その後、一九九九年八月六日に、当時の内閣官房長官であった野中広務という方が、その日の記者会見で、二〇〇〇年が終わるということを見越して、二十一世紀になる前に、靖国神社を国家護持でやりたいという意味のことを言ったのです。それと同じことをやったのが、麻生太郎氏です。一九八六年八月上旬に、『朝日新聞』などで、靖国神社を非宗教化、つまり国家護持にするという提案を述べたのです。つまり、野中官房長官と同じような形で、靖国神社国家護持をやるべきであり、そのためにはどういうことが必要なのかと、非常に詳しく書きました。そういうことがあって、小泉首相は就任した二〇〇一年八月十三日に、靖国神社公式参拝を行って、それから退陣するまで毎年靖国参拝を続けました。

A級戦犯と鳩山内閣

こういうことがありまして、つい先日鳩山内閣が誕生しました。その鳩山首相は、靖国神社参拝はやらないと言いました。それはなぜかというと、靖国神社に「A級戦犯」と呼ばれる人たちが合祀されたということがあるからです。それは、一九七八年十月十七日の例大祭での夜のお祭りのときに、当時の宮司が靖国神社にA級戦犯を合祀すると決定したのです。ただし、靖国神社の側では、A級戦犯という言い方は絶対にしません。「昭和の受難者」という形で受け止めています。天皇と同じで被害を受けた側だということです。そのように、価値観がまったく違いますので、靖国神社の立場では、A級戦犯ということはないという考え方に基づいて、いわゆるまさにA級戦犯である人たちを合祀して今日に至っています。

鳩山内閣の特徴の一つに、「東アジア共同体構想」という言い方があります。朝鮮や中国、日本という東アジアに存在する国々が、いい意味でお互いに仲よくして、東アジア共同体としてのあり方を、多くの人に知らせるということです。したがって、外務大臣も首相も、中国やアジアの国々によく行きます。行くというのは、まずお互いによく話ができる関係を作りたいということです。ですから、A級戦犯を合祀しているところに参拝し続けた小泉首相が、特に中国から厳しい批判をさ

2009 年度　卒業式

学院で何を学んだのか？というと、学ぶ姿勢に気付いた事、友ができた事、何をしたいか漠然と見えてきたこと等が思いあたります。

知らないと恥ずかしいからとお話を聞いていたのに、何を伝えようとされるのか人柄に聞くというのか、専念して聞こうと思えてきた。

「あらゆる事象は自分と関わっている。真宗に学ぶ者として常に、自分の問題として意識せよ」と課題された事を思い出します。自分に問う各に動かない自身に出会ってしまう。それ故、門徒さんを前にすると自分が中途半端だと思い知らされてばかりいる。「形だけ手を合わせていないか？」「何に頭が下がっているのか」基本の「き」

れたかをよく知っているのです。

そういうことがありまして、東アジア共同体構想なるものを考えるなかでも、A級戦犯が合祀から外されないかぎり参拝しないということを、首相を始めとして、閣僚の一人一人も、そのように考えてほしいと提言しています。そして、四年間選挙がなければ、これは戦後史最大の出来事になります。靖国参拝をしない内閣ができたということですから。しかし、鳩山内閣は、どういう意味でそう言っているのか。民主党というのは、靖国参拝をしない場合でも、伊勢に参拝しています。民主党の党首は、伊勢神宮参拝をずっとしてきました。したがって、鳩山首相も一月四日には靖国神社参拝はしないと言いながら、同じ信教の自由、政教分離の大原則に違反するであろう、伊勢神宮参拝を行うということがあり得るということです。それから、靖国神社参拝はしないと言うものの、その理由を日本国憲法に基づいて、誤解のない言い方をしてほしいと言っても、一切言わないのです。「政教分離」という言葉も使わないと言いました。それから、今まで小泉首相などがずっと参拝していたけれども、それに問題があるかないかも言わないという言い方を、マスコミ報道ではしました。

政教分離と神道指令

それでは、「政教分離」とは、そもそも何でしょうか。それから「神道指令」とはどういう内容だったのでしょうか。それから、戦前にたいへんな悪法が作られたわけですが、「宗教団体法」というのはどういう内容だったのでしょうか。

そういう意味で、政教分離とか信教の自由という大原則を、敗戦のあと深く反省して、憲法二〇条で、政教分離の原則、信教の自由の原則が定められたのです。世界で一番素晴らしい内容だと私は思います。宗教者だからというのではなく、宗教者でなくても、主権者、有権者は日本国憲法を習熟しないといけません。特に第二〇条について、われわれは本当に習熟しないといけません。残念ながら、多くの学者の人も、政教分離の原則については、極めて曖昧な解釈をしています。それを理解するためには、神道指令をよく理解することが必要だと思います。

神道指令は、敗戦直後の一九四五年十二月十五日、マッカーサーが日本にいた時に、国家と宗教の徹底した分離の原則ということから決められました。このことを、占領軍が、神社神道だけをいじめるために、こんなものを作ったのだと言う人がいますけれども、そんなことはありません。多くの宗教者が、戦争中に、恥ずかしいことですけれども神社参拝をしました。何よりも、植民地支配をされている韓国や台湾の人たちは、神社参拝を強制されました。私の先輩で、キリスト者のリーダーシップを執っていた人たちも、靖国参拝をいたしました。伊勢参拝もいたしました。そういうことを、われわれは歴史の事由として学んでいる立場で、神道指令をどう理解するのかということが重要なのです。神道指令には、要するに国家と宗教の分離を目的とすると書いてあります。

したがって、キリスト教であれ、仏教であれ、神道であれ、どの宗教であれ、神道指令をよく理解し、そのごとく宗教者として、日本のなかで、政教分離を守れるかどうかは、常に問われているのです。

そういう意味で、まず神道指令のことについて話していきます。

神道指令の前提となったのは、戦前の神社参拝を求めるということをやってのけた憲法、明治憲法にあります。正式には「大日本帝国憲法」と言います。その二〇条に、「信教の自由」という言葉だけは入っていました。しかし戦争が近づくにつれて、信教の自由を守らせなかったのです。守らせない悪法の最たるものが、一九三九年四月八日に公布された、「宗教団体法」と

2009年度　卒業式

を確認しながらお仕事させてもらってます。

「一言の重み」も学院で何度も出遇った大切な学びでした。自信の乏しい中でも、一言づつを選び、自分が何をしたいのかはっきりさせながら自分を開くようにしています。

門徒さんと共有するかけがえのない貴重な時間を味わい、共に教えに聞いていけるよう努めることは「お互いの時を大切にと願うこと」であり「生きて在る今の自分を精一杯生きること」でもある。私にとっては唯一の真宗的実践ではないかと思います。

学院での学びを礎に「共に生きる」ことをゆっくりと目指し続けたいと思いますので、諸先輩方の暖かいお導きをお願い致します。

いうものです。この法律によって神社参拝をしないことが、逮捕されるということも含めて「自由」ではなくなってしまいました。宗教団体法は、敗戦と同時に廃止となりました。そこで、日本の政府を始め、公務に携わっている人たちは、深くそのことを反省して、神道指令のようなものを作るべきであったとおもいます。しかし残念ながら、そういう能力はありませんでした。つまり、結果的に占領している側の、信教の自由、政教分離をよく分かっている人たちから勧められて、日本側と相談をして作ったということになったのです。こういうものが、神道指令というものですから、よく学んでほしい。

宗教法人法

そして、もう一つ神道指令に劣らない素晴らしいものがあります。それが、敗戦後に作られた「宗教法人法」です。靖国神社も、宗教法人法に基づいて、宗教法人になっています。したがって、信教の自由と政教分離を守ることを、宗教法人法に基づいて約束して、靖国神社も、宗教法人靖国神社と認証されているということです。東京なら東京都知事が認証しますから、その認証を受けているのです。これは、どの宗派、教派も同じだと思いますが、宗教法人になっているのであれば、宗教法人法との関係でなっているということです。したがって、靖国神社参拝ということは、宗教法人法を大事にする限りできないのです。

象徴天皇の参拝

さて、次の問題ですが、靖国神社公式参拝問題の最終目的は何かというと、象徴天皇の靖国神社参拝ということなのです。これは驚くべきことです。でも、私が調べるかぎり、どのリーダーシップを執っている人も、そのことを明言しています。最終にして最高の目的は、象徴天皇の参拝にあるということです。靖国神社は今も、天皇が主人公でありまして、靖国神社の宮司が主人公なのではありません。天皇の指示にしたがって、すべてを行うのであって、象徴天皇の指示に反したことはできないという立場です。だから、天皇の神社、靖国なのです。そういう意味で、象徴天皇が参拝することを、心から望んでいるということがあります。

その象徴天皇には、できることとできないことがあります。象徴天皇というのは、存在しなくてよかったのです。マッカーサーと昭和天皇が、一九四五年九月に初めて会いました。あの時に、象徴天皇を存在させるということと、九条と一条の深い関係を作るということが決定されました。つまり、象徴天皇の地位は維持する。そのために軍備は持たせない。九条を受ける代わりに、一条は保証するという高度な政治決着というものがあったのです。それで、象徴天皇の存在が維持されたのです。

そういう意味で、象徴天皇の憲法的な理解の仕方は二つあります。非宗教性と非政治性という二本柱です。つまり宗教にかかわることと、政治にかかわることはできないということです。そして、象徴天皇は、国家の名がつくような、「国事行為」しかできません。これは七条に十二項目書いてあります。勝手に何でもやらせているのは、全部憲法的に間違いですよと言わなければなりません。奥さんと二人でときどきヨーロッパまで旅行するとか、音楽会に一緒に行くとか、こんなことは国事行為ではないわけです。天皇に外交をさせて、天皇が元首であるかのようなやり方を、外務省はしていますけれども、全部憲法的には問題があると

2009 年度　卒業生を送る会

キャンパスレポート

三年生になって

木津　祐爾

私がこの学院に入学した一番の理由は「心の病を克服したい」ということでした。

私は今から十二年程前に、統合失調症という心の病気になりました。職場を休職し、精神科に一カ月半入院し、その後はデイケアという施設で精神科のリハビリをしました。そしてある程度までは回復したのですが、人とコミュニケーションをとる面で症状が残り、職場を退職することになりました。

その後は、家庭の事情などで寺の手伝いをしながらいろいろとアルバイト

というのが、私の立場です。天皇というのは、そもそも存在すら許されなかったはずです。それがなぜ許されたのかというと、象徴でしかない天皇という意味で許したわけです。何もできないのです。ただ象徴というだけです。

そういうことなので、象徴天皇だから何でもできるという、神社神道の考え方は、象徴天皇の権能の拡大強化路線と言ってもいいのです。象徴こそすべてという言い方があります。象徴天皇は何でもできると。こんなひどい解釈はありますか。私は批判する立場ですが、象徴こそすべてではなく、象徴でしかない天皇です。本来なら、天皇制はなくなっていたわけです。それがマッカーサーは、象徴天皇ならいいということにしたわけです。

したがって、象徴天皇の地位を維持するというのは、大変なことだったのです。だから憲法の第一条は、象徴天皇のすべての立場なのではなく、国民主権のもとにおける象徴天皇の地位という言い方を明確にしています。

これを、向こう側は逆転して解釈しています。国民主権と象徴天皇を同一のレベルで考えているのです。それが向こう側の教科書です。これは大きな問題を持っています。ですから、確認しておきたいのは、最終にして最高の目的は、象徴天皇の参拝にあるということと、その象徴天皇の主格を拡大強化する方向につながっていくということも含めて、靖国神社問題というのは、深刻な問題を抱えているということです。

日本遺族会の目的

それから、日本遺族会の二つの柱を報告しておきます。これは今も変わりません。一つは、この前の十五年戦争は、自衛のための戦争だったということです。これは日本遺族会の考え方です。したがって、自衛戦争のときに、心ならずも命を捧げて亡くなった、その肉親を、天皇が必ず参拝していただくような靖国神社であってほしいということです。

もう一つは、靖国神社に参拝する日本遺族会の遺族の皆さんにとって、合祀されている自分の肉親のお祀りは、公儀でやるべきであるということです。今は、私的に宗教法人靖国神社がやっているわけですから、国、つまり公儀で合祀をする。そして公儀で合祀した人たちをお祀りするという、だいたい二つの柱があるのです。これが全部、今はできていないということです。だから、どうしたら合祀した人たちを、国の費用で維持するかということを考えているのです。現在、靖国神社は、一銭ももらっていないと豪語しています。

祀る自由と信教の自由

その次に、「祀る自由」と「信教の自由」という、これまたとても難しい問題があります。これは、弁護士さんが違憲訴訟をしているのですが、違憲訴訟を起こしている原告側が勝訴できないのです。その最大の理由は、祀る自由を論破できないという問題です。祀る自由とは、一体どういうことでしょうか。どうして靖国神社では信教の自由と言わずに、祀る自由という言い方をするのでしょうか。つまり、日本国憲法二〇条一項にある、信教の自由とは何かということです。

信教の自由というのは、あえて言うと、「祀る自由」「祀らない自由」「祀ってもらいたくない自由」です。憲法的には「祀る」という言い方をあまりしないだけで、「信ずる自由」「信じない自由」という言い方をします。靖国神社は、そういう憲法の文言を使わないで、靖国神社が一番好きな言葉を使っています。だから違憲訴訟をいくら起こされて、祀ってもらいたくない自由をいくら主張されても、靖国神社は祀りたい人を祀りますと、そういう自由がありますと言っているのです。これを論破するために、どうしたらいいのをして再就職への訓練をしていました。しかし、やりたい仕事もなく、また、就職しても、一人前の社会人としてやっていく自信もなく、どうしたらいいかと悩んでいました。

そんなとき父が「金沢に真宗学院というのがあるのだけど、ドライブのつもりで通ってみないか。友達もできるかもしれないよ」と勧めてくれました。私は病気が克服できるのではないかという期待をもって入学することを決めました。

入学してはじめのころは「人によく思われたい」とか、病気のことで「変に思われたくない」とか、「こんな考えをもつのはいけないのではないか」などと思い、表面だけをとりつくろうとばかり思っていました。しかし、学院での生活や前期修練などを通して思ったのは、「自分の本当の気持ちや心、考えなどを問うのでなければ学院に来ている意味がない」だから「自分はありのままの姿を問うていけばいいのだ」ということでした。そうしたら少し楽になりました。

学院生活も残り少くなりましたが、多くの先生方や友達に支えられながら、学びを深めていきたいと思っています。

か。今、このことを真剣に考えている方は、残念ながらほとんどおられません。

しかし、当事者である靖国神社は、本気で「祀る自由」ということの意味と、歴史と、伝統と、特徴は、どういうところにあるのだろうかということを、真剣に考えています。そして、これを公にできたらいいと思っている最中です。つまり、政教分離の問題とか、信教の自由とかという、日本の憲法に基づいて議論するというよりも、これからの有事法制下の靖国神社のあるべき姿、位置づけということを、靖国神社の側は模索しているということです。有事にかかわる日本が、有事法制をどんどん作っています。そして、靖国神社も、戦後のような、宗教法人靖国神社という言い方ではなくて、靖国神社がもう一度元に戻される。そして、有事にかかわって、自衛隊が自衛軍と呼ばれて、アメリカの海兵隊と一緒になって戦争にかかわる。そして、戦死している人、これから戦死するかもしれない人たちのために、靖国神社はどうあるべきかを考えなければならない。こういう推進運動の今後も含めて、私たちがどのように考えていかなければならないのかという課題があります。

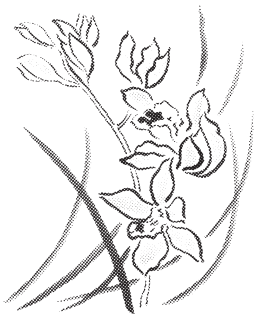

アジアと戦争

私は、必ず十二月二十五日から一週間、訪中の旅に出ます。重慶、成都などには、日本の大空爆の犠牲になった遺族の方がたくさんおられます。そして、戦後は終わらないと、うめきと悲しみと憤りを背負っている方が、いまだに何の保障も与えられずにいます。私は、そういう遺族の方とお別れするときに、握手ができるような関係を作って帰りたいと思っています。謝罪の旅と私は言っているのですけれども、アジアの視点に立って、そういうことが必要であると思って、一人のクリスチャンとして、また平和遺族会全国連絡会の代表として、その旅を続けているのです。

そういう現実は、マスコミの報道が一切ありませんから、それを知るためにも出かけていくのです。大空爆で自分の家が一瞬にして崩壊した家族。父が一瞬で即死した方。母親が重傷を負って亡くなられた方。姉が少し近くにいて大けがをした方。自分は子どもで、少し離れていたからそうならなかったけれども、父母姉妹が空爆の被害に遭われた。そういう方々が原告になって、東京で裁判を起こしています。

私は、その責任者の一人ということもあって、日本の現状をよく理解していただいくために、今年もまた行くわけです。その訪中の旅で話されることは何かというと、靖国神社問題なのです。私ははじめ、想像もできませんでした。帰ったらただちに、小泉首相に再び靖国参拝をしないように強く警告してほしいと、最初に言われました。どうして日本人でもない方が、靖国神社問題に明確な視点を持って、強く私に要請したのだろうか。訪中の旅で、そういうことを考えることになりました。

つまり、靖国神社にA級戦犯が合祀されているということの問題です。日本は、中国はもちろん、アジアの国々に対して侵略の歴史を持っている。日本が、多くの人たちを、崩壊のなかで即死をさせるような大爆撃を五年も繰り返して、数え切れない人が殺されたということがありながら、なぜ、日本政府が、戦後の首相が参拝を繰り返すのか、ということを、中国の人たちは問題にしているのです。それを聞いたとき、私は、恥ずかしいだけではありません。申し訳ないということがありました。それで、靖国神社問題の延長

学院に通学し、今思う事

二年　松谷　智弥

私が、この金沢真宗学院に入学して早くも一年と数ヶ月が経ちました。入学当初、私は浄土真宗のことはもちろん寺の基本的なことすらも知らない状態で入学しました。周りの同学年の方たちは、共に入学したとは思えないほどいろいろなことを知っておられて、こんな事で卒業し、教師資格なんて取れるのかと最初かなり不安でした。そんな事を思って学院に通い始めました。一年間、真面目にとはいえませんが、頑張って通い様々なことを勉強していくにつれて、たくさんの発見や、知らなかった知識を得ることが出来ました。

その中で特に印象強かったのが差別問題です。私たちは、常日頃から差別発言をあたり前のように言葉にしています。学院で差別問題のことを聞くまでは、差別という事がこんな大きな問題だということは知りませんでした。私は今年で二十二歳になるのですが、被差別部落の問題や、在日の問題など私達の世代では、あまり気にしていない事が問題になっています。この問題を周りの友達に聞いてみると、「そんな仕事だからってなんなん?普通にみんな牛や豚食うがいね」というふうに返ってきました。在日の方だって普通

線上で、そういう方々の願いをよくお聞きして、一日も早く、そういうことがないようにしたいということで活動しているのです。そういう意味で、靖国神社問題というのは、決して国内だけでの問題ではないということです。アジアに対して何をしたのかというときに、どうしても忘れてはいけない問題としてあるのです。つまり、アジアの視点というのは、日本はアジアに対して侵略、加害を繰り返した歴史があるということです。

そして、無差別な爆撃を繰り返したのです。本来ならやってはいけないことです。第一次世界大戦が終わった一九一八年に、国際連盟ができます。あのときに、戦争は違法だという、違法化の時代に入ったのです。まして、陸の軍隊、天皇の軍隊ですら行けない、重慶で、国際法違反となる無差別爆撃を行ったということがあるのです。無差別ということは、軍事にかかわるところだけを爆撃するのではなく、普通の民衆が遊んだりしている公園に爆撃するということです。

日本の暗夜の時代

靖国神社問題というのは、いろいろなかたちで、いろいろな問題がかかわり合っております。一番かかわりで重要なのは、学者的には、「暗夜の予兆の年」と言われる一九三〇年に、東京駅で浜口雄幸首相が、狙撃されて重傷を負うという事件がありました。真面目な首相で、重傷を厭わず国会に出ていたので、ついに翌年の一九三一年八月二十六日に、六十二歳にして亡くなってしまいます。この事件は、ロンドンで行われた軍縮会議に内閣が賛成したことが発端となりました。軍縮に反対だということで、東郷平八郎を始めとしたタカ派がいたわけです。それで右翼もかかわって、結局、暗殺につながったということがあります。

そして翌年の九月十八日に旧満州事変が起きます。関東軍の侵略の始まりです。それから一九三二年の五・一五、犬養首相射殺事件です。三三年にはゴーストップ（Go-Stop）事件が起きます。この事件は、大阪で、兵隊が赤信号を無視したのです。そこで、警察が「通ってはいけません」と言っただけで、警察と軍部との間で騒動が持ち上がって、ついに警察が軍部に謝罪するということになりました。これはもう、戦争の道に直進しています。当たり前のことをやったのに、当たり前でなくなってしまったということです。

そして、一九三六年に来ると二・二六事件が起きます。皇道派の青年将校がクーデターを起こしました。そして、その起こした人たちは射殺されてしまいますが、閉じた法廷で、大変な極刑に処されました。そして、生き残った青年将校たちは、罰として最前線に飛ばされました。そして戦死するまで戦えという、大変なことが起こりました。

その飛ばされた場所も分かっています。旧満州や、特に中国大陸の東北の一角です。つまり、日本の国が戦争をしていないのではなく、アジアの一角では、もう戦争はなされていたということが分かります。アジアで、中国で戦争をしているということを理解していただきたいのです。これが、アジアの視点です。

それから、一九四〇年七月二十六日には、第二次近衛文麿内閣で太平洋戦争を始めるためのことを決める閣議決定をしてしまったということがあります。つまり、中国だけではなく、アジアあるいは太平洋戦争、つまり一九四一年十二月八日につながることを決めたということです。日米開戦決定というところまで行って、戦死戦病者をどのように考えていったかという問題もあります。靖国神社に合祀をする。そして、その遺族をどう考えるか。これは戦後もずっと、一貫して続いている問題です。

そして、戦死した人たちを、慰霊と顕彰の言葉を使いながら、戦没者遺族はお国のためによく耐えましたねと言いながら天皇は褒め称えるのです。でに周りにおられます。私もそのように思いました。しかしこの問題が、未だに問題になり続けている限りこの事をどのようにして、自分の世代に教え、考えていくかということが私の役目だということに気づきました。

入学当初はなにも知らなかった私ですが、このように考えられるようになっただけでも、成長したところかなと思います。まだまだ知らない事は多く、しなければいけないこともありますが、これからも頑張って学院に通い、教師資格を取った後もいろいろな事を考え向き合っていかなければいけないということが、今私が思うことです。

2009年度　一泊研修座談会の様子

すから、靖国神社問題は戦前も、そういう意味ではずっとあったということができます。軍部の管理下の靖国神社です。そういうことで、ただ戦場に行ったのではないのです。下級兵士も含めて、全員が靖国神社に参拝して、拝殿で頭を垂れて、天皇のために命を尽くしますという発言をしながら、内心は怯えて、戦場に行かされたということです。そして、戦没した人たち、遺族に対して、天皇が褒め称える。このようなことを繰り返したのです。

そういうことですから、われわれにとって靖国神社問題は、個別の問題ではないということです。私は、宗教者であるからよく勉強したのではありません。そうではなく、あらゆる主権者、有権者がよく学んで、そういうことはあってはならないという方向で、お互いの権利を国会に警告する。それに対して言うべきことは言う。そうならない限り、靖国問題は消えないというのが、私の考え方です。

護国神社と大嘗祭

最後に、「護国神社」はどうなのかということも言っておかなければなりません。私はだいたいの護国神社に行っていますけれども、やはりそこは推進運動の拠点ということが言えます。ですから、推進運動にふさわしい書物、パンフレットを置いています。そして、教育にかかわる子どもたちに読んでほしいというものを置いてあります。そして買うか、いただいて帰ってくるという仕組みになっています。これは、明治神宮も同じです。

つまり、例えば『教育勅語』などは、今の義務教育では使うことはありませんが、護国神社に行くと、子どもが読めるようなやさしい言葉で、『教育勅語』が置いてあるわけです。そして、お母さんが「これいいわね」と持って帰る。このように、見事に少年少女のレベルにまで、われわれが願わない方向の教育をするための素材を提供しているということです。

そして、自民党の新憲法制定のなかで、二〇条がまったく間違った方向で条文化されています。護国神社は県のものであるから、県知事は当然参拝すべきである。こういう方向です。参拝しても合憲である。このように持って行くための新憲法なのです。「新憲法」ですから、部分改正ではありません。新憲法制定です。これは自民党の結党五十年で作った内容になっています。

したがって、やがてまた大嘗祭が行われるだろうと私は思っていますけれども、あの前の大嘗祭、天皇になる儀式について、われわれは違憲訴訟を起こしました。しかし、全部、最高裁で負けました。大嘗祭があって、県知事が公費で来賓の一人として参加して何が悪いのか、というのが最高裁の判決です。社会的儀礼だから、何の問題もないと、全部合憲にしました。これが今の最高裁の現実です。

それから、神社参拝の問題で、韓国のことについて、一つ言っておかなければなりません。一九三八年九月九日、十日と書いています。これは韓国のクリスチャンが、神社参拝反対して、特にキリスト教の長老派という一派が、頑強に反対して、獄死した人も多く出ました。それで、ついに朝鮮総督が、九月九日、十日に臨時の総会を開かせて、間違った声明文を公にさせたのです。つまり、神社は宗教ではない。参拝して何が悪いという声明文を発表させて、十日の午後、平壌神社にクリスチャンを強制的に参拝させたという出来事です。その前に本国では、四月一日、「国家総動員法」というものが成立している。それを受けての出来事です。だから、この出来事を今も忘れない韓国の皆さんが、日本のクリスチャンに対して強い批判をするのは当たり前のことなのです。

このようなことも含めて知ってもらいたいということで、今日はいろいろなことを報告しました。十分にはできませんでしたけれども、ご理解いただければ幸いです。

真宗学院一年生を終えて

二学年聴講生　高柳　昭

今まで仏教に関心がなく、自分の価値観で物事を判断、処理してきた私でした。妻の病死により後悔と自責の念に駆られ、読経の日々を過ごしていましたが、経典にはどんな教えが述べられているのか理解出来ませんでした。又、一人静かになった時、ふと、自らの人生を振り返り私の生き方はこれで良かったのだろうかと、菩提心に目覚めこれが動機となって真宗学院に学ぶようになりました。八十才を過ぎて、物忘れ、難聴、腰痛に悩まされての五十年振りの学生生活でした。

先生方に縁起の理法、四諦八正道、四法印等を学び、苦悩の原因は外的要因ではなく、自分自身の真実に暗い無明にあることを学んでいました。お蔭で昨年八月、胃癌手術を受け老病死の苦しみを味わいましたが、学友達の励ましもあり、なんとかこの苦悩を和らげることが出来ました。

現在日常生活で常に心にとどめていることは、蓮如上人のお言葉をお借りしたいと思います。

「わがこころは、ただ、かごに水を入れ候うように、仏法の御座敷にては、ありがたくもとうとくも存じ候うが、やがてもとの心中になされ候う」と申され候う所に、前々住上人、仰せられ

『教行信証』入門⑥

顕浄土真実教行証 ―題目に聞く―

平野　修

今年度も『教行信証』の概要ということで、六回予定されています。概要というのは一応、大まかにということですが、単に大体のことを分かってもらうためだけではありません。それだけなら学びは止まってしまう恐れがある。ですからこの六回をとおして、みなさんに『教行信証』というのは大変だけれども、少しずつ読んでみようという心が起こることを念じて進めていきたいと思っています。

仏教のいのち

我々はふつうに『教行信証』と言っていますが、正式な題目は『顕浄土真実教行証文類』となっています。この題目から『教行信証』がどのようなメッセージを持っているか知ることができます。

一つには聖道と浄土との違いです。「顕浄土」というこの浄土という言葉は、まず聖道に対して使われている。さらにこれは仏陀の証りを「顕わす」のに浄土をもって表現したという意味もありますが、それはまた別の機会として、「顕わす」という場合には、何かに対してということがあります。何に対してかといえば、聖道の仏教に対して浄土を「顕わす」と。

『歎異抄』に「慈悲に聖道・浄土のかわりめあり」(聖典六二八頁)とあります。聖道と浄土ではかわりめ、つまり違いがあるというわけです。これは聖道も浄土も表しているのは仏教です。仏教に二つあるという意味ではありません。

仏教という場合、これがなかったらもはや仏教ではない。これがあるから仏教である。そういう仏教のいのちとでも言うべきものは一体何か。それは一言でいうと「行」と「証」であると言わなければなりません。

「行」は行ずる。「証」はいわゆる「さとり」と言われているもの。この二つがなければ仏教ではない。そしてこの行と証を内容としている言葉の集合を「教え」と言います。行証を内容とする仏の教えということで仏教と言うわけです。

この点を踏まえて、真宗に関係している我々の現実を考えますと、行はあるけれども証がないというのが実情ではないかと思うのです。

この場合、行というのは「念仏申す」ということが当然行に当たります。しかし念仏申すけれども、とくにどうなったということがなければ、これは証がないことになります。行はありそうだけれども証がない。そうなると行は形式になってしまいます。

もっと具体的に言うと、たとえば法事を勤めるという場合、これは全体が行になります。まず本尊に合掌します。これは礼拝という行です。そしてお経をあげる。読誦の行です。

さらに『正信偈』や『和讃』をお勤めし、『御文』を拝読する。これは親鸞聖人や蓮如上人の、経典に説かれている浄土の教えについての了解ですから、それに触れるということは観察・思惟の行。

そしてその後に法話をすることがありますが、それも自らが理解し、他の人に分かってもらうという行、思惟・解説の行ということになります。

そうすると当然、行には結果、つまり行は証に結びつかなければならない。ところが礼拝して読誦して、観察、思惟、解説の行までして何が出てくるか。証が出てくるかという問題です。候う。「そのかごを水につけよと」。わが身をば法にひて(漬)ておくべきよし。仰せられ候う。(真宗聖典八七一頁)

蓮如上人は、煩悩にまみれた自分の心の籠の中に水を入れようとするのが無理なので、自分自身を教えの川の水の中に浸しておけば、水がなくなることはない。と教えられているのだと思います。

2010年度　移動研修　上田無言館

移動研修に参加して

一年生　畠河　縁

金沢真宗学院移動研修会で、上田市にある「無言館」という戦没画学生の描いた絵画や使っていた画用品が展示された美術館に行きました。館内に入ってみると暗い雰囲気で、絵画の劣化を防ぐためなのか冷房されておらず、汗臭さも相当なものでした。私は、絵画には疎いので、もっぱら添えられた解説や書簡を読むことに終始してい

どうも我々の現実は、行はあるけれども証がないというのが我々にとっての行と証の関係と言わざるを得ません。その場合、行は形式という意味になってきます。

その意味では、今日の既成の仏教教団は、ほぼすべてが証のない行をやっていることになります。形だけが残っているわけです。

最近ではその形すら壊そうという動きすらあります。たとえば普段着の上に衣を引っ掛けてお参りするようでは、これは形すらも壊すわけです。およそ礼拝、読誦の格好ではない。その読誦も、忙しいときはお経が早くなる。行であるという匂いすら失っていくことになります。

そうすると、行はあるけれども証がなく、そしてその残っている行もおざなりになってきたら、一体だれが仏教に期待し信用しますか。現在はだいたいそういう状況のなかにあると考えていいと思うのです。

行と証を失ってしまったら、それはもう仏教ではありません。今日、わずかにそれが仏教として残っているのは、残念ながら檀家制、つまりはご先祖という事情であって、それ以外には考えられません。

いま申し上げたのは、行はあるけれども証がないという仏教のあり方ですが、もうひとつは、証はあるけれども行がないというあり方。たとえばお守りとかお札というのは行のない証です。これは仏教にもありますが、行のない証というのは広く宗教一般に当てはまってきます。

その場合、証というのはご利益ということになっていきます。ではそのご利益も本気になって信じているのかというと、ほとんど気休めといわざるを得ません。なぜ気休めかというと、行がないからです。行なしに証だけを問題にするからです。

日本人の宗教意識、初詣に行くとか、車を買うとお払いをするのは、気が休まるからです。日本の宗教一般はほとんどが気休めの域を出ません。

そういう意味で、行のない証は気休めであって、だれも本気に信用しませんし、行はあるけれども証がない場合も、形だけのことであってだれも期待しないということになれば、今日はまったく宗教不在、仏教不在の時代と言っていいかと思うのです。

しかし仏教、宗教に値するものがない、信用できないから切り捨てたとしても、我々自身が持つ問題、我々の苦悩が少しも減りもしないし、明らかにもならないという問題があるわけです。当然その解決をどこかに求めるということになります。

何も信用できない、外に求められないという場合、どこへ行くかというとだいたい自分の内部に入っていきます。これが今日、心の問題、精神の病となって現れている状況のように思われます。

行証ここにあり

実はこういう状況は、かつて法然上人や親鸞聖人が生きた時代がやはりそうだったのです。仏教はもちろんあったし、他の教え、たとえば道教にあたるものもあった。

そしてごく一部のものたちは、運命や死に対する恐れの問題、さまざまな苦悩の解決を、仏教僧の経典読誦や、陰陽師といわれる、自然現象や、月や星の動きなどから、問題を解決しようとする、そういうもののちからに頼ることもできた。

それが本当の解決になるかどうかは別として、解決の方法は手に入ったわけです。しかしそれは限られた人たちにとってのことであって、一般庶民はその方法からはずされます。苦悩のただ中に置かれたままの状態にあるわけです。

そういう、問題解決、苦悩からの解放の方法も方向もない。つまり行も証もなく、いっそう苦悩が押し寄せる状況。どう考えても仏教に期待も信用ももてない。他の教えも信用できない状況がないというあり方。たとえばお守りとかお札というのは行のない証です。これは仏教にもありますが、行のない証というのは広く宗教一般に当てはまってきます。

その場合、証というのはご利益ということになっていきます。ではそのご利益も本気になって信じているのかというと、ほとんど気休めといわざるを得ません。なぜ気休めかというと、行がないからです。行なしに証だけを問題にするからです。

日本人の宗教意識、初詣に行くとか、車を買うとお払いをするのは、気が休まるからです。日本の宗教一般はほとんどが気休めの域を出ません。

そういう意味で、行のない証は気休めであって、だれも本気に信用しませんし、行はあるけれども証がない場合も、形だけのことであってだれも期待しないということになれば、今日はまったく宗教不在、仏教不在の時代と言っていいかと思うのです。

しかし仏教、宗教に値するものがない、信用できないから切り捨てたとしても、我々自身が持つ問題、我々の苦悩が少しも減りもしないし、明らかにもならないという問題があるわけです。当然その解決をどこかに求めるということになります。

何も信用できない、外に求められないという場合、どこへ行くかというとだいたい自分の内部に入っていきます。これが今日、心の問題、精神の病となって現れている状況のように思われます。

行証ここにあり

実はこういう状況は、かつて法然上人や親鸞聖人が生きた時代がやはりそうだったのです。仏教はもちろんあったし、他の教え、たとえば道教にあたるものもあった。

そしてごく一部のものたちは、運命や死に対する恐れの問題、さまざまな苦悩の解決を、仏教僧の経典読誦や、陰陽師といわれる、自然現象や、月や星の動きなどから、問題を解決しようとする、そういうもののちからに頼ることもできた。

それが本当の解決になるかどうかは別として、解決の方法は手に入ったわけです。しかしそれは限られた人たちにとってのことであって、一般庶民はその方法からはずされます。苦悩のただ中に置かれたままの状態にあるわけです。

そういう、問題解決、苦悩からの解放の方法も方向もない。つまり行も証もなく、いっそう苦悩が押し寄せる状況。どう考えても仏教に期待も信用ももてない。他の教えも信用できない状況のようですが、非常に心を打つものでした。印象的だったのは、親や兄弟の「くやしい」という言葉です。「もっと好きな絵を書かせてあげたかった」とか「留学したいという望みをかなえてあげたかった」など、彼らには希望がたくさんあったのでしょう。私は、彼らと年齢が近いので、自分には今打ちこめることやりたいことがあるだろうかと考えていました。今の時代は、強制されることなく自分自身で人生を決めることができます。しかし、ただなんとなく生きている若者は、私を含めたくさんいるのではないでしょうか。それは、とてももったいないことなのだと考えさせられました。

2010 年度　移動研修　居多ヶ浜

況のただ中に、法然上人が念仏の道を示されたわけです。これはどういう意味を持つかというと、「行証ここにあり」という宣言です。

状況は、多くの人たちが仏教からはずされ、他の手立てからもはずされ、ただ苦悩の中に置かれたままの有り様です。行証がどこにもないわけです。そういうただ中に「真実の行証の道ここにあり」と宣言された。

これが法然上人の浄土宗興行の意味です。浄土宗興行ということで、仏教に行と証を回復された。行証の道を回復されたわけです。

お釈迦様のお証りの宣言は、いくつかの表現で伝わっていますが、ひとつ有名なものは、もはや天上の神々も地上の神々も自分を繋ぎ止めることはできない。今風に言えば、私は自由だという表現です。

ですからお釈迦様が行により証を得て、そしてその道を明らかにされたということは、我々に戻せば、身動きが取れない状況の中で、身動きが取れるようになった。あるいは息苦しい中で、息が付けるようになったという意味になるかと思うのです。

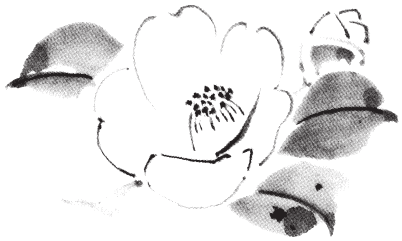

我々の実際を見ましても、いろいろなものに縛られ、繋ぎ止められ、行き詰まり、息苦しく、非常に不自由なところを生きています。そういう中にあって本当に深く息をすることができる。あるいは身動きが取れるようになることは最も望まれていることです。それをお釈迦様は証りとして宣言され、それが仏教として伝わってきたわけです。

この、仏教が伝わるということですが、お葬式のときにお勤めする、「道俗時衆等」で始まる『帰三宝偈』、『勧衆偈』ともいわれますが、善導大師のお作りになったものです。

その中で善導大師は、仏教が伝わる様子を、「時劫満未満　智行円未円　正使尽未尽　習気亡未亡　功用無功用　証智未証智」(聖典一四六頁)と、「満と未満」、「円と未円」、「尽と未尽」、「亡と未亡」というふうに、一つの言葉とそれを否定する言葉で表現されています。

つまり証りを得たものもいるし、未だ証りを得ないものもある。あるいは煩悩を完全に断ち切った人もいるし、未だ断ち切れないものもいる。これは仏教が伝わっている様子を表すわけです。

お釈迦様以降だれも覚らなかったら仏教は消えてしまう。ですから善導大師は、ここにまで仏教があるということは覚ったものがあり、それに勧められて求めるものがいて、そのことによって行証が伝わっていくということを表されたわけです。

仏教のかわりめ

ところがそうやってお釈迦様から以降ずっと伝わってきたはずの行証の道が、形式や気休めという形で廃れていって、誰も信用しなくなった。

仏教のいのちである行証が分からなくなっていったときに、そうではないのだ、ここに行証をそなえた仏教があるということを改めて宣言されたのが、法然上人であり、それを受けたのが親鸞聖人の「顕浄土」という表現になったわけです。そしてそのとき、従来までの道を聖道の仏教と言われた。

お釈迦様以降の行証を伝えてきた仏教の流れを聖道の仏教という。これは決してつまらないと言われたわけではありません。聖の道と尊敬されたわけです。

本当に大事な仏教の内容、行証ということを伝えてきたと。けれどもその大事なものを受け取ることのできるものは、よほど優れたものであればこそ可能な道であるということで、これを聖道と言われた。

そしてなぜそういうことになったのかという問題に対して、それはお釈迦様以降、ずいぶん時間が経って、理解・解釈の面が強くなり、形だけにとらわれ、肝心の行と証ということが分からなくなってきたのだということで、末法という了解が生まれたわけです。

法がまだ少し残っている状態が末法。今のときは末法のときだと。末法の次は滅法、法が跡形もなくなる。法が少し残っている状態が末法です。

しかしそれだけなら、この世にあって自由を得る道はもはやないにも等しいという意味になっていきます。

これに対して法然上人が、ここに間違いなく仏教はあるのだ。行証があるのだということを、浄土の仏教として表され、そして従来までの仏教を聖道と表されたわけです。

そうすると、この聖道と浄土のかわりめ、つまり違いはどこから出てくるかというと、この行証という問題から出てくるわけです。

行証を伝え表したものが仏教であるけれども、それは優れたものでないと受け取れない有り様であった。聖の道となっていった。そしてそういう道で

あったからこそ、末法になってしまっている。

それは苦しみ続けるこの世にあって、そこで大きく息をついて、身動きできることを表している点ではまことにすばらしいわけです。そういう意味で聖道といっているわけです。

しかし残念なことに、多くにとっては手が届くような行証ではなかった。そういうあきらめに近い状況に対して、浄土の仏教ということを出された。それが法然上人の浄土宗興行の意味になります。

仏教があるのですから行証があるわけです。要するに息苦しい中で、大きく息をすることができる。身動きができない状態の中で、動いていける、生きていける道があるということを高らかに掲げられた。

我々も聖道門、浄土門の仏教という言葉を聞いて使っていますが、いつのまにか仏教に二つあるのだという理解になってしまって、仏教の「かわりめ」ということがはっきりしていないように思います。

聖道の仏教、浄土の仏教と言ったときには、横糸に行証ということがあります。縦糸は時間です。

お釈迦様からずっと行証は伝わってきたけれども、それが分からなくなってしまった。これは縦の軸です。正法、像法、末法というふうに時間で行証が分からなくなってきたという縦の軸と、行証という横の軸。その縦の軸と横の軸とによって聖道と浄土の違い目ということが出てきたのです。

これが、我々が宗旨としている浄土の真宗は、聖道門の仏教ではなく浄土の仏教だという意味なのです。

ところが我々は聖道の仏教に対してということがよく分かっていないのではないでしょうか。聖道の仏教に対して浄土の仏教が立てられたということの意味を一度考えていただければと思います。

仮定と真実

経典とは何を表しているかというと、一言でいえば仏陀の証りというものを表現している。そしてその証りがどうしたら手に入るかということで、行が示される。つまり行証を内容としていることは繰り返してきたことです。

たとえば、一般によく知られている『般若心経』という短いお経も、六波羅蜜という行によって空という証りを得るというふうに、行証が示されています。

『阿弥陀経』にも行証が示されています。阿弥陀仏は光明無量、寿命無量であり、その阿弥陀仏の国の様子がさまざまに説かれています。これは仏の証りをあのように表現しているわけです。それを鳩摩羅什（三四四～四一三）という方が翻訳したときに、この仏の証りの世界を「極楽」というふうに表したわけです。

そしてその極楽という仏の世界に行くにはどうすればいいのかということで、行が出されます。「一心不乱に、一日乃至七日の間、仏の名号をたもて」（『阿弥陀経』取意）と。つまり南無阿弥陀仏と念仏することです。

このように経典はどれも行証ということを内容としています。その行証を内容としている全体を教えということは申し上げたことです。つまり『教行信証』の正式な題目にある「教行証」です。

そしていま浄土三部経を一貫しての教行証を、我々の馴染んでいる言葉で表せば、「念仏して浄土に生まれよ」。「念仏して」が行、「浄土に生まれる」ことが証。その全体が教えになります。仏の教え、浄土三部経に説かれている教えです。

ところが問題があります。苦悩を抱えいろいろなことで困っているものに、それなら念仏して浄土に生まれなさいと勧められている。それに対して、すぐには「はい分かりました」と言えないでいるのもまた我々の有り様です。仏の教えを疑っているわけです。この問題が「顕浄土真実」の「真実」に関係します。

真実という言葉は、虚偽と仮定に対してある言葉です。つまり仏教は真実だ、親鸞聖人のおっしゃることは真実だ、経典は真実だとどうして言えるかという問題です。

真実という場合、どうしても証明が必要になります。お釈迦様が説いたということが証明になるのかといえば、お釈迦様が説いたという証拠はどこにあるのか。なぜお釈迦様が説いたことが真実といえるのか、といろいろ出てきます。

我々の考えられることでは証明にならないのです。せいぜい真実かもしれないと。けれどもそれでは仮定の話です。真実ではないかもしれないというものを残します。

経典が真実だということは、歴史が証明しているのだと言ったとします。そう言われれば、それ以上問いただしようはありません。

親鸞聖人の言葉をたくさんの人がずっと聞いてきたのだ。だから本当に違いないと思うことがあります。しかしそれだけでは、たぶん真実だろう。嘘ではないだろうという仮定の域を出られません。

これでは一部分妥当しているだけで、もしかしたらみんなだまされているかもしれないという疑いが出てきたら、その問題にどう答えられるでしょうか。

また、浄土真実という問題は、浄土というけれども、本当にあるのかという問題にも重なってきます。

ほとんどは、死んでみなければ分からないという話になります。けれども、死んで見なければ分からないようなものを真実の浄土というのですから、これは真実でもなければ虚偽でもない、仮定の話になります。

決め手は信心

それで、真実は何を基準として出てくるかというと、これは改めて問題にしますが、「信心」ということがその元になるというのが答えです。真実か虚偽か仮定かを決める決め手になるものを信心といいます。浄土は確かに真実であるとどうしていえるのか。その理由は信心による。

この信心という言葉は、題目には出てきませんが、浄土の仏教がここにあります、と言った場合に、ここではどこかという問題です。

仏教は真宗聖典にある。あるいは仏教はお寺の中にあると言ったとします。けれども真宗聖典は破れますし、失くしたり燃えたりもします。お寺も壊れたり、形を変えたりします。では仏教はどこにあるのか。この問題に信心ということをもって答えた。

仏教はどこにあるのか。信心というところに仏教のすべてがあるのだというのが、法然上人や親鸞聖人の言おうとされたことなのです。

その信心とは我々のこの身を表します。ですから仏教はどこにあるのか。わが身を離れてどこにもない。信心となってこの身にあるのだと。この信心ということがないと、未来の、仮定の話を出られません。

蓮如上人が『御文』に「聖人一流の御勧化のおもむきは、信心をもって本とせられ候」(聖典八三七頁)と簡潔に述べているのは、まさにこのことなのです。

真宗において、本当か嘘か、仮の話か、その決め手は信心にあります。ここがはっきりしませんと、『歎異抄』第二章のように、誰の言うことを信じたらいいのかという問題が出てくるわけです。

ご存知のように、親鸞聖人は長らく関東にいたが、京都に戻られた。やがて関東のほうでいろいろな問題が起こって、関東の人たちは誰を信じたらいいのかという問題になったわけです。

親鸞聖人の言うことを信ずればいいのか。息子善鸞を信ずればいいのか。あるいは日蓮が、念仏は無間地獄だ言ったことを信ずるのか。つまりそういうときに自分はどこに立つのか。

『歎異抄』は親鸞聖人のお答えとして、「法然上人にだまされて地獄におちたとしても、ぜんぜん後悔などしません。その理由は、自分はどんな行によっても覚れるような身ではない。もともと地獄のほかないものだということをよく知っているからです」(『歎異抄』第二章・取意・聖典六二七頁)と言われています。

そこに自分自身を知るということが決め手になることが示されています。いろいろな人が、いろいろなことを言ってきたときにどこに立つのか。そこから、自分自身に立つ、こういう問題が信心というところにある問題なのです。そういう意味で真実と偽と仮は、信心ということが元になっている。

浄土の仏教あり

最後に、「文類」というのはいろいろな文章、つまり浄土の仏教ここにありということを表した文章を集めたという意味です。

真実がここにあるという場合には、どうしても証明が必要です。ですから真実の仏教ありということを、まず経典、そしてその経典を受け止めた『論』や『釈』の言葉によって証明していかれたわけです。

決して自分が勝手に言っているのではない。すでに多くの人たちの証明があるのだ。見るものよ疑わずにこの事実を受け止めよということで文類という形になっているわけです。

一応、題目の持っている意味について大まかに触れてきましたが、次回は題目の後に「愚禿釈親鸞集」とある、このことについて触れて、『大無量寿経』の内容である本願、浄土を中心に考えてみようと思っています。

(平成三年度　第一回講義
平成三年六月三日)

大系真宗史料の発行によせて

三林　寛

真宗学院の図書室に『大系真宗史料（絵巻と絵詞）』が入りました。本書はこれ一冊で貴重な初期教団の絵巻物を美しいカラー印刷で見られるのが特長です。巻末の解説は同朋大学大学院講師・小山正文先生です。二〇〇八年の本学院移動研修で、先生の御自坊である三河三カ寺の一つ本証寺を参拝しました折、先生より三河念仏と真宗絵伝の講義を頂きました事は皆さんの記憶に新しいと思います。

本書の楽しみ方は色々ありますが、『親鸞聖人伝絵』にスポットを当ててみますと、その次第どうり見ていくだけでも十分なのですが、特定の段だけを年代の古い順にそれぞれ見比べていくのも絵相の変化が現われていて面白いものです。

例えば、師資遷謫と稲田興法を繋ぐ聖人一行の旅姿を描いた部分ですが、現存する最古の一本といわれる『専修寺本』には、絵中にその場所を示す説明文がありまして、越後の配所の庵、国分寺、下野国の室ノ八嶋、下野国の国府、笠間の草庵、稲田の草庵と、順路に従って描いています。

西本願寺所蔵の『琳阿本』も同じ絵相です。しかし、数十年時代が下って、東本願寺所蔵の『康永本』、千葉『照願寺本』に至っては、越後の配所、国分寺、下野国の国府、笠間の草庵が削除されており、下野国は室ノ八嶋の所を見ますと、先の初期本では島が点々と連なっていた景色が大きな島一つに変り、島には人家が描かれていますし、葦原の湖岸を歩く聖人一行の足下はなんだか砂浜の様です。

なにしろ関東の名勝「室ノ八嶋」など行ったことのない京の絵師が描くのですからやむを得ないのですが、当初は聖人の生涯の記録であった絵巻に、絵自体の美を求める傾向が現れてきたあかしではないでしょうか。

ただ、この場面を江戸時代の絵伝解説書には、越後の居多ノ浜と示しているものが多いのですが、『御伝絵指示記』の著者先啓は、古い様式を保った絵伝には室ノ八嶋が描いてあると書いております。

また、元龍谷大学教授平松令三先生は、岸辺の橋がここは海岸でないことを示しているとおっしゃっていますので、やはり、下野国を歩まれる聖人一行の旅姿と見て良いのではないでしょうか。

『歎異抄』第二章の冒頭にあります様に、当時の旅は常に危険と隣合せの命懸けでした。関東に辿り着いた聖人の心中には安堵の思いが湧いていらっしゃったことでしょう。目に映る名勝の美しさに暫し旅の疲れを癒されたであろう聖人のお姿に九十年の御苦労が偲ばれます。

編集後記

▼指導主任に就任して一年になりました。種田山頭火に「分けいっても分けいっても青い山」という句があります。いよいよ惑いの深さが実感されてきます。▼授業は日本仏教史を担当しましたが。法然、親鸞以前の仏教史ということで、軽く考えていましたが、どうしてどうして大変な歴史があり、時代を真剣に生きた人びとの歴史は重いものがあります。法然、親鸞により顕らかにされた本願の伝統は、時代を生きた人びとの願いを具現化したものでありましょう。▼特別講義の西川さんの「有事法制下の靖国神社の今を問う」は宗教団体の戦争責任を問う内容ですが、大谷派を含め、他の仏教教団でも、その責任の一端が語られ始めています。大陸で開教という布教を展開した大谷派の実態が、より厳しく発掘されると同時に、「政治で神をつくるな」という大谷派の意図を明らかにせねばなりません。▼本年は宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌の年であります。二〇〇五年五月二十日の御遠忌お待ち受け大会で、なくなられた宮城顗先生が、「汝、起ちて更に衣服を整うべし」という講演をされました。その中で「私どもは本当に自分の問いを尽しきることなしに答えとして親鸞聖人のお言葉や仏陀のお言葉を掲げてしまう。そのことは決して世界を、歩みを人びとに開いてこない。聖人はご生涯を挙げて、自らの問いを問い尽していかれた」というご指摘をいただきました。私たちのありようを根底から、問い返す大事なことと思います。心しなければなりません。

（金浦）